平成２２年（フ）第８２１３号
東京都台東区入谷２丁目35―５―302
債務者　根岸　正夫
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５号
島根県益田市染羽町５番７号
債務者　大谷　弘二
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１８号
島根県益田市遠田町1735番地
債務者　川上　淳子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第２０号
島根県益田市大草町11番地５
債務者　田原　　満
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第２３号
島根県益田市あけぼの西町５番地８
債務者　湯浅　郁雄
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第２５号
熊本県上天草市松島町阿村5684番地２
債務者　橋口四方子（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第２６号
熊本県天草市枦宇土町1714番地２　枦宇土団地２号室
債務者　山田　良美
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第２４９号
静岡県袋井市堀越５丁目７番地の９　オリエントコーポⅢ　202号室、前住所静岡県袋井市上山梨1053番地の２　レオパレス上山梨101号室
債務者　大石　　昇
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
長崎県佐世保市広田３丁目10番30号　パークサイド広田202号、旧住所佐賀県伊万里市松島町971番地
債務者　荒木　　創
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
長崎県佐世保市中通町33番地２、旧住所長崎県佐世保市中通町570番地３
債務者　公文　康一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
長崎県佐世保市椎木町135番地２
債務者　中島九州男
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８０６２号
東京都福生市大字福生906―６―202
債務者　野崎　　学
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１１８号
東京都福生市大字熊川1381―１―203
債務者　藤村　道代
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２００号
東京都葛飾区白鳥４丁目13―５―109
債務者　大久保奈美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６号
青森市大字新城字平岡151番地786
債務者　工藤　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係